

3 交流

今年度末人事は昨年度に引き続いて、新採用および県立学校以外からの転入件数が人事総件数の約半数を占めることになったが、新設高校の教職員組織や、多数の新採用教員の配置に伴なう異動に加えて、全定交流、都市と周辺校間の交流につとめ一応所期の目的を達し得たものと考えられます。

第5節 教職員の免許

1 免許制度の意図するもの

教職員の免許制度は、人間の精神形成を目的とする「教育」という特殊な知識・技術を要する仕事について、国家が国民に対して、その安全性を保証するための制度である。

周知のとおり、わが日本国憲法第26条には、教育に関する権利義務関係を規定しているが、未熟な生長発達の途上にある児童・生徒には、事実上、教員の選択権はなく、他面人格形成のうえで、最も強く教員の影響を受けるものである。そこで、免許法は、教壇に立って児童・生徒を教育するすべての教員の資格を規定して、徹底した免許状主義をとっているわけである。

現在、本県における普通免許状を所有している教職員の、全体に対する百分率は次のとおりである。

小学校の場合	94%
中学校の場合	98%
高等学校の場合	98%

上述のように、免許状は、すべての教職員について普通免許状を所有していることが望ましいのであるから、極力、通信教育、認定講習などの現職教育の機会を利用して、上級免許状取得のため、努力することが望まれる。

2 免許状授与の状況

教育職員検定願・教育職員免許状授与願及び教育職員免許状交付願により、本年度において授与した免許状は次のとおりである。

小学校教諭一級普通免許状	274件
小学校教諭二級普通免許状	68件
中学校教諭一級普通免許状	252件
中学校教諭二級普通免許状	625件
高等学校教諭一級普通免許状	14件
高等学校教諭二級普通免許状	248件
幼稚園教諭一、二級普通免許状	91件
養護教諭一、二級普通免許状	11件
盲・聾・養護学校教諭一、二級普通免許状	14件
通免許状	583件

3 免許状上進のための単位修得方法の改正

現職教員が、自己の有する免許状を上進しようとする場合の単位修得の方法は、昭和29年9月、免許法の大巾な改正の際に定められたものであり、そのままでは現状に即さない点が多くなったため、これを改正し、昭和38年7月1日から施行された。改正の主な点は、次のとおりである。

- (1) 免許法附則第11項の規定により、実習助手が高等学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法が新たに加えられた。
- (2) 養護学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法が新たに加えられた。
- (3) 高等学校関係を除く仮免許状（仮免許状に係る所要資格証明書を含む）から、普通免許状に上進する場合の単位の修得方法が削除された。
- (4) 各教諭普通免許状の授与を受ける場合、全般的に、必修の単位が増加し、自由選択の単位が減ぜられた。
- (5) 各教諭免許状の授与を受ける場合に、一般教育科目中、社会科学について、2単位以上の修得を要するときは、日本国憲法1単位を含めて修得するよう改められた。
- (6) 小学校、中学校の教諭免許状の授与を受ける場合に、一般教育科目中、人文科学について2単位以上の修得を要するときは、哲学、倫理学、宗教学の何れか1科目について、1単位を含めて修得するよう改められた。
- (7) 小学校教諭免許状の授与を受ける場合に、教職に関する専門科目のうち、教材研究の単位の修得方法が強化された。
- (8) 中学校、高等学校の教諭免許状について、増加教科しようとする場合の教科専門科目の単位の修得方法が、大学における直接養成の方法と同様にされた。
- (9) 養護教諭免許状及び盲・聾学校教諭免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法が改められた。

なお、今回の改正に伴う経過措置については、免許法別表第3及び第6により免許状の授与を受ける場合には、昭和39年5月31日までは、従前の単修得方法によることができるようになっている。

4 おわりに

免許状授与事務の執行については、毎月、月末までに受け付けた出願書類について、翌月1日付で免許状を作成し、所轄出張所を経由して、学校長から本人へ交付することになっているが、書類上の不備から、免許状の授与を受けられない場合が、ときどき見受けられます。各出張所には、免許担当の係員を置いてあるので、出願しようとするとする場合には、相談のうえ、間違いない書類を提出するよう望んでいます。